

特集 災害から 命と暮らしを 守る

● 問合せ 防災危機管理課防災危機管理係
(☎2130)



5月22日にあった市防災パトロールで、防災行政無線施設の説明を受ける参加者（上：市防災センターの防災情報モニター、下：大野岳中継局）



平成24年度から26年度に取り組んだ防災マップ作成の様子

近年、九州においては、平成28年4月の熊本地震、平成24年4月と平成29年7月には九州北部地域での豪雨災害など、甚大な被害を及ぼす災害が発生しています。

このような中、市では平成28年度から、市民の皆さんへ迅速かつ一斉に災害情報をお知らせする防災行政無線の整備に着手しており、整備が完了した地区から順次運用を開始しています。

今回の特集では、自然災害や原子力災害に対する備えについて、今一度確認するとともに、災害時に強力な情報伝達手段となる防災行政無線を紹介しながら、災害時の情報収集において注意する点などを確認します。

いつ、どこで発生するか分からないのが災害。皆さんの命と暮らしを災害から守るため、改めて防災について考えてみましょう。

災害時用の非常食(右からアルファ米、乾パン、ミネラルウォーター)



自然災害への備え

いつ起こるか分からない自然災害。被害を最小限に抑えるためには、日頃からの準備や心構えが必要です。突然起きる災害に慌てずに済むよう、備えておくべき主なポイントを紹介します。

家の周囲の点検と整備

雨どいや側溝を掃除して、水の流れを良くしておきましょう。また、壁や塀などに破損しているところがないか確認し、不都合があれば修理や補強をしましょう。崩れやすい崖など、家の周りの危険箇所を調べることも大切です。

避難所などの確認

避難所（次ページの【表1】）や避難経路、家族が離ればなれになったときの連絡方法や集場所などを確認しておきましょう。雨の日を利用して、事前に水の流れなどにも注目したり、水没しやすい道路や、少しの雨でも水かさが増す川などを確認したりしておきましょう。

非常持ち出し品の準備

平成28年4月に発生した熊本地震のように大規模な災害

の場合は、被災者に支援物資が届くまでに数日かかることがあります。災害時の混乱を少しでも小さくするために、一人一人が非常持ち出し品などを準備することが必要です。最低3日分は準備しておきましょう。

▽非常持ち出し品の例

乾パン、飲料水、衣類、貴重品など

▽備蓄品の例

飲料水、粉ミルク、衣類、毛布など。食品は、ふだん食べるレトルト食品やカップめんなどを多めに買い、消費したらその分を補充するという『ローリングストック法』で備えることができます。



原子力災害への備え

市では、玄海原子力発電所の近隣に位置していることから、佐賀県から市内全域が緊急時防護措置準備区域（UPZ）の指定を受け、さまざまな対策に取り組んでいます。ここでは、市原子力災害避難計画の概要などについて紹介します。

市原子力災害避難計画の概要

●避難先

- ▽すべての市民は、玄海原子力発電所から30^分圏外の市町に避難します。
- ▽自治会ごとに同一の避難所（地域）を指定しています。

●避難方法

- ▽原則として自家用車を利用

して避難します。

- ▽自家用車での避難ができない人は、近所の人の車に乗り合わせるか、市が指定する集合場所に集合し、市公用車、県が手配するバス・タクシー、自衛隊の車両などを利用して避難します。

●避難経路

- ▽主要避難経路（幹線道路）を

通ることを基本とします。

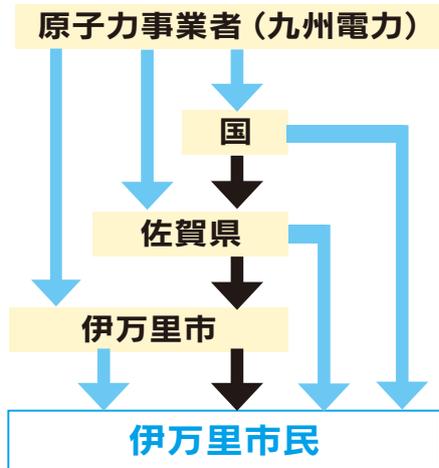
- ▽主要避難経路から避難所（施設）までの間の誘導は、警察や避難受け入れ市町の協力を得て行います。

市民の避難所

原子力災害避難計画に基づく各町・地区の避難所は次ページの【表2】のとおりです。なお、行政区ごとの避難所については、市防災危機管理課や各町公民館、市ホームページで確認できます。



原発事故発生時の情報伝達経路



原発事故発生時の情報
 原発事故の状況について、国、県、市のそれぞれから情報を伝達します。

防災活動の指示
 屋内退避や避難指示などは、国の指示に基づき市から伝達します。

【伝達方法】

- ▷防災行政無線
- ▷テレビ・ラジオ放送
- ▷防災ネットあんあん
- ▷緊急速報メール
- ▷区長、地区防災会による連絡
- ▷消防団による広報
- ▷ケーブルテレビの緊急放送
- ▷市ホームページ掲載 など

【表1】

確認を！ いざという時の **指定緊急避難場所・指定避難所一覧表**

町・地区	指定緊急避難場所	指定避難所			
伊万里	伊万里公民館、伊万里小学校グラウンド、啓成中学校グラウンド、市民センターお祭り広場	伊万里公民館	23-9988	伊万里小学校	23-4128
		啓成中学校	22-3600	生涯学習センター	22-1262
牧島	牧島公民館、牧島小学校グラウンド、啓成中学校グラウンド	牧島公民館	22-5783	啓成中学校	22-3600
大坪	大坪公民館、大坪小学校グラウンド、伊万里中学校グラウンド、国見台公園	大坪公民館	23-9898	大坪小学校	23-6148
		伊万里中学校	23-4158		
立花	立花公民館、立花小学校グラウンド、国見台公園	立花公民館	20-4567	立花小学校	23-2100
		同和教育集会所	22-7462		
大川内	大川内公民館、大川内小学校グラウンド	大川内公民館	23-2774	大川内小学校	23-2542
黒川	黒川公民館、東黒川運動広場、青嶺中学校グラウンド	黒川公民館	27-0001	青嶺中学校	27-0053
		林業研修センター	27-1169		
波多津	波多津町コミュニティセンター、波多津小学校駐車場、青嶺中学校グラウンド	波多津町コミュニティセンター	25-0001	波多津小学校校舎	25-0064
		青嶺中学校	27-0053		
南波多	南波多公民館、南波多郷学館グラウンド、旧南波多中学校グラウンド	南波多公民館	24-2001	南波多郷学館	24-2007
		南波多ミニスポーツ会館	—		
大川	大川町コミュニティセンター、大川小学校グラウンド、東陵中学校グラウンド、大川運動広場	大川町コミュニティセンター	29-2001	大川小学校	29-2005
		東陵中学校	26-2012	隣保館	29-2088
		大川体育館	—		
松浦	松浦公民館、松浦小学校グラウンド、東陵中学校グラウンド、松浦運動広場	松浦公民館	26-2001	松浦小学校	26-2050
		東陵中学校	26-2012		
二里	二里公民館、二里小学校グラウンド、国見中学校グラウンド、国見台公園	二里公民館	23-3024	二里小学校	23-3463
		国見中学校	23-5195		
東山代	東山代公民館、東山代小学校グラウンド、国見中学校グラウンド、滝野小中学校グラウンド	東山代公民館	28-0001	東山代小学校	28-0024
		国見中学校	23-5195	滝野小中学校校舎	28-0023
山代	山代公民館、山代東小学校グラウンド、山代西小学校グラウンド、山代中学校グラウンド、浦ノ崎運動広場、伊万里湾大橋球技場	山代公民館	28-2001	山代東小学校体育館	28-2009
		山代西小学校	28-3015	山代中学校	28-2026

■避難するときの注意

- ▷大雨警報発表時など、災害が発生する恐れがある場合は、各町（地区）公民館に市職員が待機しています。避難する場合は、まず各町（地区）公民館に避難してください。
- ▷その他の指定避難所は、休日や夜間などに無人となることがあります。事前に電話などで確認のうえ避難してください。
- ▷指定緊急避難場所としている小・中学校のグラウンドなどは、突発的に大規模な災害が発生し、市の災害対策本部から指示があるまでの間、一時的に避難する場所です。

【表2】原子力災害時における伊万里市民の避難所

町・地区	避難所	町・地区	避難所
伊万里（全世帯）	有田町（黒牟田街なみ集会場など32避難所）	波多津（全世帯）	武雄市（橋公民館など8避難所）
牧島（全世帯）	有田町（有田町体育センターなど10避難所）	南波多（全世帯）	武雄市（北方スポーツセンターなど7避難所）
大坪（全世帯）	太良町（自然休養村管理センターなど16避難所）	大川（全世帯）	鹿島市（鹿島高等学校など7避難所）
立花（全世帯）	鹿島市（林業体育館など19避難所）	松浦（全世帯）	嬉野市（塩田中学校など6避難所）
大川内（岩谷市山・正力坊）	武雄市（川登中学校の1避難所）	二里（全世帯）	嬉野市（嬉野高等学校など36避難所）
大川内（上記を除く）	嬉野市（塩田工業高等学校など12避難所）	東山代（全世帯）	武雄市（朝日小学校など12避難所）
黒川（全世帯）	武雄市（武内小学校など7避難所）	山代（全世帯）	武雄市（武雄高等学校など18避難所）

7月9日は「市民防災の日」

市は、昭和42年7月9日の大水害を教訓とし、その記憶を風化させないために、また、地域や家庭などにおいて一人一人に防災意識を高めてもらうとともに、市と市民全体で防災対策を行っていくため、7月9日を『市民防災の日』と定めています。当日は、市民ロビーで大水害の写真や防災グッズなどを展示します。この機会に、わが家の防災対策などについて、家族で話し合みましょう。

■市民防災の日関連事業『防災講演会』

- 日時 7月8日（日）
午後2時～4時
- 場所 市民センター 文化ホール
- 内容 講演ほか
- ▷講師 佐賀県防災士会運営委員
防災士 林眞敏氏
- ▷講演内容 自主防災組織の活性化・強化の重要性などについて

防災行政無線の運用を開始します

― 災害に強い、安全安心のまちづくりを目指して ―

いつ、どこで起こるか分からない災害に備えて、市では災害時や緊急時に市民の皆さんへ情報を迅速に伝えることができる防災行政無線の運用を、平成30年6月20日から市内全域で開始します。

防災行政無線とはどのようなものか、どのように活用されるのか、Q&A形式でお知らせします。

Q1 防災行政無線とは、どのようなものですか

A1 災害時や緊急時に、避難勧告などの重要な情報を、屋外拡声子局（屋外スピーカー）や戸別受信機などから迅速に知らせる無線放送施設です。

Q2 主な施設内容を教えてください

A2 防災行政無線は、親局、遠隔制御局、中継局、再送信子局、屋外拡声子局（屋外スピーカー）、戸別受信機から構成されます。

市役所に設置する親局からの情報を電波で発信し、中継

局や再送信子局を介して、市内181箇所に設置する屋外

拡声子局（屋外スピーカー）、または戸別受信機で受信し、スピーカーを使って放送する仕組みになっています。

Q3 どのような放送をするのですか

A3 【表3】のような、災害関連情報と行政関連情報が放送されます。

いずれも住民の身体、生命に関わる重要な情報を中心に、緊急性の高い情報を放送します。

また、機器の動作確認のため、時報放送を行います。地区によって放送時間が異なります。

【防災行政無線のイメージ】



ますが、昼に『ウェストミンスターの鐘』、夕方に『伊万里讃歌』を放送します。屋外拡声子局から時報が放送されていないことに気づいたときは、市防災危機管理課へ連絡をお願いします。

【表3】 防災行政無線で放送する内容

1 災害関連情報	2 行政関連情報
・ 特別警報	・ 国民保護（武力攻撃）
・ 緊急地震速報	・ 凶悪事件の発生
・ 土砂災害警戒情報	・ 危険動物の出没
・ 避難指示（緊急）	・ 緊急の断水情報
・ 避難勧告	・ 市の大型イベントの中止など
・ 避難準備高齢者等避難開始	・ 時報

Q4 放送を聞き逃したときはどうしたらいいですか

A4 防災行政無線以外にも次のような手段で災害時の情報伝達を行います。

① 電話自動応答装置

防災行政無線の放送が聞き取れなかったときや、再度放送を聞きたいときは、専用の電話番号（☎2169）に電話をかけると、放送内容を聞くことができます。

② ケーブルテレビ

ケーブルテレビ（伊万里ケーブルテレビジョン、西海テレビ）に加入されている家庭では、防災行政無線の放送内容をケーブルテレビでも確認できます。



【屋外拡声子局】 住民や一時滞在者（観光客など）に災害時などの緊急情報を屋外に設置されたスピーカーから一斉にお伝えする放送施設です。町公民館や地区の自治公民館などに設置します。



【戸別受信機】 屋内で放送を聞くことができるラジオのような屋内放送機器です。各地区の区長宅や屋外拡声子局の放送が届かない家庭などに設置します。

③ 携帯電話会社の緊急速報メール

防災行政無線で避難勧告など緊急性が高い情報を放送する場合は、緊急速報メールを併せて配信します。

※緊急速報メールは、特定のメールアドレスではなく、区域を特定してメールを配信します。緊急速報メールの受信機能があり、受信設定をした携帯電話などで受信することができません。緊急速報メールの受信設定などで不明な点があるときは、使っている携帯電話の説明書を確認するか、各携帯電話ショップに問い合わせてください。

④ 防災ネットあんあん（登録メール）

防災行政無線で放送をする際には、同内容を無料の登録制メールマガジン『防災ネットあんあん』でも配信します。※登録には、右下のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、登録サイトに進んでガイドランスに従い登録してください。読み取れない場合は登録サイトアドレス (<http://esam.jp>) を直接入力するか、『防災ネットあ

んあん』で検索してください。



⑤ 市ホームページ、SNS

防災行政無線での放送内容は、市のホームページや市の公式ツイッター・フェイスブックなどのSNSでも確認できます。

Q5 災害時や災害が起こりそうなときの情報収集で、気を付けることがありますか

A5 災害時や災害が起こりそうなときには、次のことに心がけてください。

① 防災行政無線の放送をよく聞く

近年の住宅は気密性が向上しているため、防災行政無線の放送が始まったら窓を開けるなど聞き取りやすい状態で聞いてください。聞き逃した場合は、電話自動応答装置などで確認してください。

② 積極的な情報収集

災害時には、関係する

情報が防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネットなどさまざまな手段で配信されます。それらの中で可能な手段を活用し、身を守るために積極的な情報収集をお願いします。

③ 防災ネットあんあん（登録メール）への登録

『防災ネットあんあん』からは、気象情報などの防災情報が配信されますので、携帯電話を持っていない人は登録をお願いします。

Q6 戸別受信機はどうすれば貸与してもらえますか

A6 戸別受信機は市への貸与申請が必要で、次の人を対象に貸与しています。

① 駐在員（区長）、消防団幹部団員

情報伝達の多重化のため、地域の防災活動の中核を担う駐在員（区長）と、消防団幹部団員に貸与します。

② 聴覚障害者

音声を聞くことができない聴覚障害者（身体障害者手帳

1級から3級に認定された人）に、文字表示機の付いた戸別受信機を貸与します。

③ 難聴地区世帯

屋外拡声子局の放送が届かない難聴地区に住んでいる世帯に貸与します。

※電波の受信状態によっては外部アンテナが必要な場合があります。外部アンテナの配線工事で、住宅に穴をあけたり取付金具を設置したりする場合があります。※申請の受け付けは防災危機管理課で随時行っています。

防災行政無線を活用した訓練を行います

今年度は、下記の日時に防災行政無線を活用した訓練放送を行います。当日は訓練内容に即した放送がありますので注意してください。

日 時	訓練内容
7月5日（木） 午前10時	緊急地震速報訓練
8月29日（水） 午前11時	Jアラート訓練
11月1日（木） 午前10時	緊急地震速報訓練
11月21日（水） 午前11時	Jアラート訓練
平成31年2月20日（水） 午前11時	Jアラート訓練

※『Jアラート』は全国瞬時警報システムのことです。

※広範囲での地震や本市での大雨などの気象条件により、訓練が中止される場合があります。